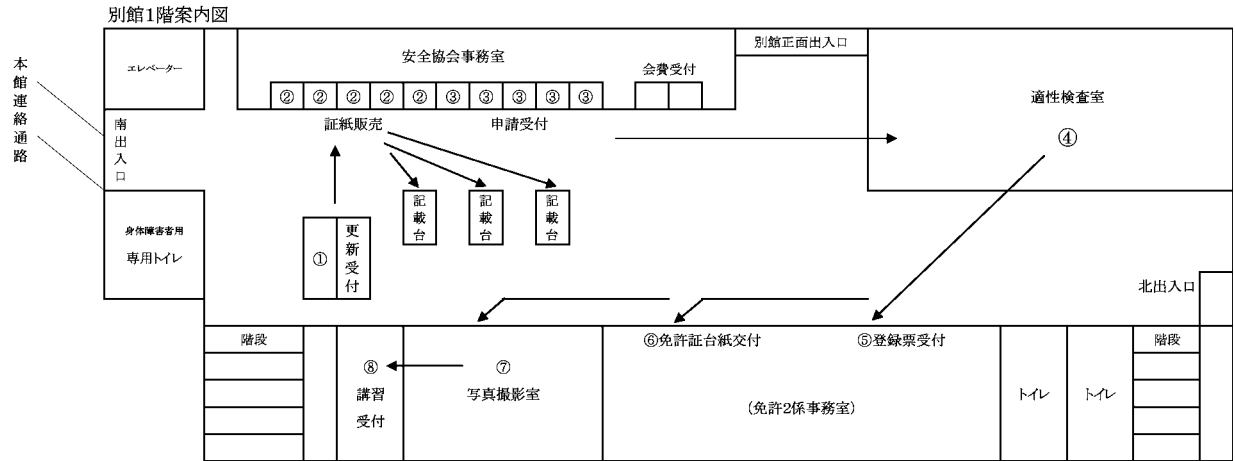
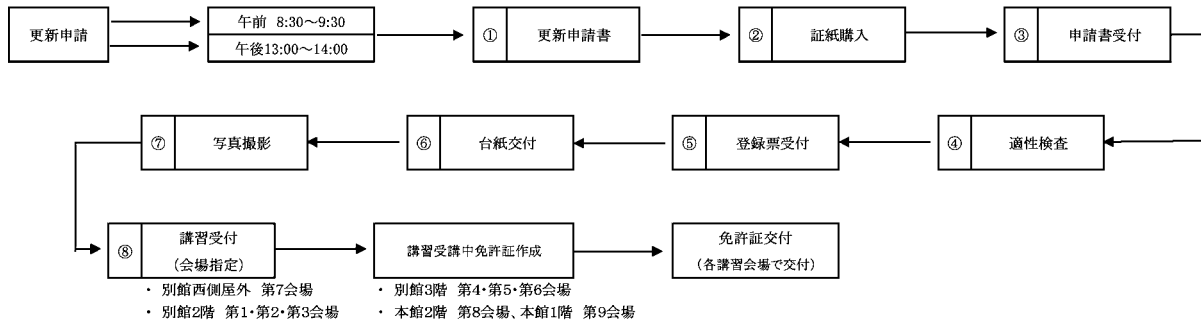


更新申請から運転免許証交付までの流れ

◎ 更新申請受付の流れ



【写真3.2.2-1. 証紙売りさばき所 (交通安全協会)】

【写真3.2.2-2. 運転免許申請窓口】



試験場の組織は以下のとおりである。運転免許課と運転免許試験課に分かれており、運転免許課は免許の照会、電算管理、講習、行政処分、聴聞などを分掌している。運転免許試験課は、運転免許の適性試験、学科試験、技能試験や免許証交付、更新の事務、自動車教習所に関する事務を分掌している。各課共に警察職員が約50名勤務している。

【表3.2.2-2.自動車運転免許試験場の組織】

自動車運転免許試験場の組織

【運転免許課】

交通部参事官運転免許課長事務取扱	
交通部理事官	
次 席	
係	分掌事務
庶 務	1 課の庶務に関すること。 2 運転免許事務の調査、研究及び調整に関すること。 3 運転免許施設の使用その他運営の調整に関すること。
照 会	1 運転免許証の照会に関すること。 2 運転免許カードの整理及び保管に関すること。
電 算	1 電子計算機の管理に関すること。 2 電子計算組織による運転免許事務に関すること(運転免許試験課の所掌に属するものを除く。) 3 警察庁電子計算組織による運転免許データの送受信に関すること。
講 習	1 違反者講習に関すること。 2 行政処分を受けた者に対する講習に関すること。 3 原付講習に関すること。 4 更新時講習に関すること。 5 高齢者講習に関すること。 6 初心者講習に関すること。 7 再試験に係る通知に関すること。
審 査	行政処分事案の審査及び登録に関すること。
行政処分	行政処分一 行政処分(聴聞第一係及び聴聞第二係に属するものを除く。)の執行に関すること。
	行政処分二
聴 聞	聴聞第一 1 聴聞に係る行政処分に関すること。
	聴聞第二 2 行政処分に対する不服申立てに関すること。

【運転免許試験課】

運転免許試験課長・聴聞官	
次 席	
係	分掌事務
庶 務	課の庶務に関すること。
免許第一	1 運転免許証(更新を除く。)の作成及び交付並びに記載事項の変更に関すること。 2 国際運転免許証に関すること。 3 運転免許の拒否及び保留処分に関すること。
免許第二	1 運転免許証の更新に関すること。 2 運転免許登録票の審査及び作成に関すること。 3 電子計算組織による運転免許証データの入力に関すること。
試 験	適性試験 運転免許適性試験の実施及び適性相談に関すること。
	学科試験 運転免許学科試験及び学科再試験の実施に関すること。
	技能試験 運転免許技能試験及び技能再試験の実施に関すること。
教習所	1 自動車教習所に関すること。 2 教習指導員に対する講習及び審査に関すること。 3 取得時講習に関すること。

3.3. 監査の結果

3.3.1. 手続きの流れ

概ね手続きの流れや動線の設定は無駄がなく、混雑する窓口には複数の窓口と人員を配置し、自分の手続きと並ぶ所が色で識別できるようにしているなど工夫が見られたが、実際には、場内に窓口人員とは別に、人員を4名ほど配置して来場者の整理や案内をしないと日々の運営ができないということであった。また申請者は、窓口で申請書類を受け取り、次に近くの証紙販売窓口で証紙を買ってこれに貼り、申請書類の記入をして、これを窓口へ差し出す(手数料の納付)という手順を踏むことになっている。これは手数料納付に関して証紙を媒介にする分だけ無駄な作業を強いるものである。現行制度上、警察としては運転免許試験手数料については収入証紙によらざるを得ないが、今後、収入証紙制度の見直しをして、他の合理的な方法の検討がなされてもよい。

3.3.2. 事務の委託

前述したように、平成6年より、試験場では運転免許関係事務の一部を財団法人京都府交通安全協会(以下「安全協会」という)へ委託している。委託された事務内容及びその経費は、運転免許関係では、以下のとおりである(なお講習については、安全協会以外の府下自動車教習所などにも委託されている)。免許関係事務の外部委託ができることは、道路交通法第108条第1項に根拠規定がある。

委託の範囲を、手続きの流れの順で述べると次のようになっている(試験場の場合)。

(新規免許の場合)

- 受験申請書の交付及び受理 ...安全協会へ委託
- 申請内容の審査
- 適性試験
- 受験票の交付、試験の実施及び可否の判定、可否の発表
- 免許証台紙の交付
- 写真撮影、登録、免許証の交付 ...運転免許試験課の職員が行う(~)

(免許の更新の場合)

- この場合の委託事務は多い。
- 更新日が近づいていることの案内通知
- 更新連絡書・旧免許証の確認、更新申請書の交付
- 更新申請書の確認・受理にかかる事務 ...安全協会へ委託(~)
- 適性試験
- 申請書の審査、登録
- 免許証台紙の交付
- 写真撮影 ...運転免許試験課の職員が行う(~)
- 更新時講習 ...安全協会へ委託
- 新免許証の交付 ...運転免許試験課の職員が行う

このほか、講習の多く（安全運転管理者、停止処分者、違反者講習など）が安全協会へ委託されている。

【表3.3.2.運転免許関係の安全協会契約一覧】

平成21年度 京都府交通安全協会委託契約一覧表（運転免許手数料関係）

No	委託事業名	委託業務内容	契約期間	契約方法	契約業者	契約金額 (H21度安協支払額)
1	安全運転管理者等講習業務委託	○ 安全運転管理者、副安全運転管理者に対する講習(6時間)の実施 ○ 原則、警察署の管轄区域ごとに行う。 ○ 講習通知、講習受付、講習、講習修了書の交付、実施結果の報告	H21.4.15 ～H22.3.31	一般競 争入札	安協	1件 2,192.4円 (13,746,345円)
2	自動車運転免許証更新時講習業務委託	○ 運転免許の更新時等の講習 ○ 更新時講習は、運転免許試験場(即日交付)及び府内10警察署13カ所(非即日交付)で実施 ○ 違反歴等別に、優良運転者講習(30分)、一般運転者講習(60分)、違反運転者講習(120分)、初回更新者講習(120分)を実施 ○ 特定任意講習(120分)は、京都府肢体障害者協会、京都府医師会、京都府歯科医師会(現在3カ所)で実施 ○ 年間計画の作成(公安委員会の承認)、実施結果報告書の作成	H21.4.1 ～H22.5.31	一般競 争入札	安協	優良 1件 286.45円 一般 1件 529.20円 違反 1件 482.80円 初回 1件 769.65円 特定 1件 1,917.30円 (148,411,391円)
3	更新通知、高齢者講習通知業務委託	○ 免許更新対象者及び高齢者講習受講対象者に対する書面の通知、日報作成 ○ 運転免許試験場の設備及び施設を使用して行う。	H21.4.1 ～H22.5.31	一般競 争入札	安協	1件 58.8円 (27,724,719円)
4	運転免許関係事務委託	○ 運転免許関係の各種申請の受付、免許証交付、実施結果報告の作成等 ○ 試験場及び各警察署窓口において実施する。 ○ 試験場～免許更新、免許試験(申請受付) ○ 警察署～免許更新、免許試験、再交付、特別新規、記載事項変更、国外免許等(申請受付、適性検査、免許証交付等)	H21.4.1 ～H22.5.31	一般競 争入札	安協	後掲のとおり (42,965,091円)
5	停止処分者講習業務委託	○ 免許の保留、効力の停止又は自動車等の運転の禁止処分を受けた者に対する講習 ○ 免許停止日数に応じて、短期講習、中期講習、長期講習の3種類の講習を実施 ○ 短期講習(30日停止) 6時間、中期講習(60日停止) 10時間、長期講習(90日以上停止) 12時間	H21.4.1 ～H22.3.31	随意 契約	安協 山城 園部 舞鶴	短期 1件 6,797.70円 中期 1件 11,329.50円 長期 1件 13,595.40円 (61,578,094円)
6	違反者講習業務委託	○ 軽微な違反行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなった者(3点以下の軽微違反行為を数回行い、6点に達したもの)に対する講習(6時間) ○ 社会参加活動(デイケアサービス、道路美化活動)を含む講習と含まない講習を実施	H21.4.1 ～H22.3.31	随意 契約	安協 山城 園部 舞鶴	社会参加活動 有 1件 6,626.55円 社会参加活動 無 1件 6,723.15円 (21,615,227円)
7	原付講習業務委託	○ 原付免許を受けようとする者に対する講習(3時間)、 結果報告書の作成	H21.4.1 ～H22.3.31	随意 契約	安協 ニードラ 山城 舞鶴 峰山	1件 3,559.5円 (23,813,052円)
8	高齢者講習業務委託(H21.6～認知機能検査の追加)	○ 免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上のものに、加齢に伴って生じるその者の身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるための講習(3時間・小型特殊2時間)	H21.4.1 ～H21.5.31 H21.6.1 ～H22.3.31	随意 契約	安協他 22教習所 22教習所	1件 4,664.1円 小特 1件 2,373.0円 (1,040,094円)

*安協は「安全協会」、各地名は地名を冠した教習所、ニードラはニードライバー教習所のことをいう

後掲

4 運転免許関係事務契約金額

	項 目	内 容	契約額(1件あたり)
試験場	更新免許証交付	申請書の交付、受理、確認、複写	58.22円
	免許試験	申請書の交付、受理	29.00円
警察署	更新免許証交付	申請書の交付、受理、確認、複写 適性検査の実施、免許証の交付	146.00円
	再交付免許証交付	申請書の交付、受理、確認 適性検査の実施、免許証の交付	233.77円
	新規・併記免許証交付	申請書の交付、受理、確認 適性検査の実施、免許証の交付	146.10円
	特別新規免許証交付	申請書の交付、受理、確認 適性検査の実施、免許証の交付	204.55円
	免許証記載事項変更	申請書の交付、受理、確認 データ登録、免許証裏面への変更内容記載	87.55円
	仮免許証作成交付	申請書の交付、受理、確認 仮免許証の作成、交付	58.44円
	免許試験	申請書の交付、受理、確認 適性検査の実施	146.10円
	国外免許証作成交付	申請書の交付、受理、確認 国外免許証の作成、交付	292.21円
	免許証の返納	返納届の交付、受理、確認 免許証の返納受理、送付	29.22円

委託業者を決定する方法は、上記の一覧表のとおり一般競争入札と随意契約が行われている。しかし一覧表記載の業務のうち、安全運転管理者等講習、更新時講習、運転免許関係事務は、一般競争入札でありながら安全協会しか入札に参加していない状況である。

更新通知業務は他に1社の参加があったとのことであるが、落札した安全協会の更新通知の業務単価は1件あたり58.8円で、この中にハガキ代や郵便代も含まれているとのことである。これは赤字受注と推定され、原価割れを起しているとして外部監査人は考える。実際、警察本部の説明から外部監査人が計算すると、物件費、郵送料を除けば数名分の人件費が赤字になる計算となった。

赤字受注自体に問題はないが、後述の「5.1.制度の概要」で説明しているように、京都府は道路交通法の規定に基づき安全協会を唯一の指定団体として、道路使用許可現地調査業務委託を継続的に単独随意契約で締結しており、このような立場にある団体が、他の一般競争入札に参加し、赤字と思われる金額で落札していることに疑問を感じた。これに対し警察本部からは、「このような単独随意契約をしている団体を他の入札から排除する根拠はなく、排除すれば逆に不公正な契約となる。また、安価での応札が期待できる団体を排除することにより、競争性が阻害され、京都府の支出が増大する結果となる」との説明があった。たしかに現行制度上は排除まではできないものの、複数業者による競争入札という実態がそもそも乏しい現状においては、これが全く問題のない状況とは言えないと考える。現行法下でも、警察本部は、入札において、より実質的な競争が行われるよう、さらなる配慮を続けるべきである。

外部監査人は、免許関係事務を外部委託することによる費用対効果につき、警察本部から説明を受けた。まず、試験場における免許事務の委託についての説明は以下のとおりであった。

1. 運転免許試験場における安全協会への委託業務の内容と、委託をすることによる費用対効果について

(1) 運転免許試験場における委託業務の内容（運転免許関係事務）

件 名	内 容	体制(安協)
更新申請書の交付、受理	<ul style="list-style-type: none"> ①番において更新申請受付 ～ 更新連絡書・旧免許証の確認、免許証の両面コピー、申請書交付 ③番において更新申請書受理 ～ 申請者記載内容の確認、申請書の受理、必要事項の記載 	従事員数 13人
免許試験申請書の交付、受理	<ul style="list-style-type: none"> ①番において受験申請書の交付及び受理 ～ 受験に必要な教習所卒業証明書、住民票、写真等必要書類の確認、申請書の交付、必要事項記載の教示 	従事員数 3人

(2) 運転免許試験場における委託業務の内容（運転免許更新通知事務、高齢者講習通知事務）

件 名	内 容	体制(安協)
運転免許更新通知事務	<ul style="list-style-type: none"> データ印字内容の点検・確認事務 欠字の記入事務 機械処理作業（封緘圧着（メールシーラ）） 発送関係事務（郵送、整理・保管、照会対応等） 	従事員数 3人
高齢者講習通知事務	<ul style="list-style-type: none"> データ印字内容の点検・確認事務 欠字の記入事務 機械処理作業（封緘圧着（メールシーラ）） 発送関係事務（郵送、整理・保管、照会対応等） 	

(3) 委託をすることによる費用対効果

ア 平成21年度中、運転免許試験場における免許更新申請書の交付、受理及び受験申請書の交付、受理の取扱件数は合わせて約36万件、手数料収入は約7億9,400万円、委託先の交通安全協会に約1,900万円の委託料を支出しているが、委託を行わない場合、同事務量を処理する職員として10名以上の配置が必要となる。

イ 更新通知・高齢者講習通知事務は、入札により交通安全協会と委託契約を行い、21年度中合わせて約47万件の発送業務を行っており、委託先の交通安全協会に約2,800万円の委託料を支出しているが、委託を行わない場合、物件費、郵送料のほか、同事務量を処理する職員として数名の配置が必要となる。

ウ 運転免許試験課の免許第二係（更新）、免許第一係（新規・併記）、運転免許課講習係の現体制では、現在の業務量が限界であり、限られた時間内に各業務を円滑かつ適正に行うには、更新・受験申請受付、講習通知等に係る業務の委託が不可欠である。

試験場における免許手数料収入約7億9,400万円（新規と更新の合計）を得るために、約1,900万円の事務委託経費と約2,800万円の更新通知（高齢者講習通知含む）事務委託経費をかけていることになり、その経費率は併せて約5.9%である。この事務を警察職員で行うとすれば、職員の確保のために委託費用よりも多額の人件費が必要となり、府の直接業務より委託の方が合理的である、という説明である。外部監査人の推算によれば、直接業務の場合の警察職員の人件費は約8,000万円～9,000万円であり、経費率は約10%～11%にのぼることになり、たしかに委託の方が合理的ということになる。

しかしこれは、現状の体制をそのままにして、公務員人件費が基礎となった比較であり、委託をしない場合にどのような工夫がありうるかの検討を十分にした上での比較とは言えない。試験場内の既存の人員の効率的な運用、事務の合理化など工夫をすれば、異なる結論となることも考えられる。行政コスト削減に最大限の努力をすることが必要である。

次に、各警察署における委託業務についての費用対効果の説明は次のとおりである。各警察署には免許窓口があり、そこでは委託を受けた安全協会職員が免許証記載事項変更などの申請を扱っているほか、北部・南部の警察署などでは更新時の適性検査も行っている。

2. 各警察署における安全協会への委託業務の内容と、委託をすることによる費用対効果について

(1) 各警察署における委託業務の内容（運転免許関係事務）

件 名	内 容	体制(安協)
更新申請書の受理、交付	<ul style="list-style-type: none"> 更新申請の受理 更新連絡書・旧免許証の確認、免許証の両面コピー、申請書交付、点検・確認、更新・講習区分の指定、登録書作成、証紙確認 適性検査の実施（結果の判定を除く。） 運転免許証の交付 	従事員数 2人 18署 3人 3署 木津、南丹、綾部 4人 4署 右京、亀岡、福知山、京丹後 5人 1署 舞鶴
再交付申請書の受理、交付	<ul style="list-style-type: none"> 再交付申請の受理 申請書・顔末書の点検・確認、事実調査、登録書の作成、証紙の確認等 適性検査の実施（結果の判定を除く。） 運転免許証の交付 	
新規・併記申請書の受理、交付	<ul style="list-style-type: none"> 新規・併記申請の受理 申請書の点検・確認、登録書の作成、証紙の確認等 適性検査の実施（結果の判定を除く。） 運転免許証の交付 	
特別新規申請書の受理、交付	<ul style="list-style-type: none"> 特別新規申請の受理 申請書の点検・確認、違反経歴等の確認、講習区分の指定(講習確認)、登録書の作成、証紙の確認等 適性検査の実施（結果の判定を除く。） 運転免許証の交付 	
免許証記載事項変更届出に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項変更届出の受理 住民票等提出書類、届出内容の照合・確認 免許証裏面備考欄への変更内容記載 	
仮免許証申請書の受理、交付	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書の受理、記載内容等確認 仮運転免許証の作成・交付、記載内容の説明 	
免許試験申請の受理	<ul style="list-style-type: none"> 新規・併記申請、限定解除審査申請の受理 必要書類、申請書の点検・確認、証紙の確認等 適性検査の実施（結果の判定を除く。） 	
国外免許証申請書の受理、交付	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の受理、記載内容等確認 国外運転免許証の作成・交付、記載内容の説明 	
免許証返納に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> 返納届の受理、記載内容等確認 運転免許証の返納受理、送付 	

(2) 委託をすることによる費用対効果

ア 平成21年度中、警察署等（26警察署、舞鶴警察署舞鶴東庁舎、右京警察署京北交番、京丹後警察署網野交番、同久美浜交番）における更新申請、受験申請、再交付、新規・併記、特別新規、記載事項変更、仮運転免許証、免許審査、国外運転免許証の交付申請受理、免許証の返納受理の取扱件数は併せて約21万7千件、手数料収入は約2億5,800万円、委託先の交通安全協会に約2,400万円の委託料を支出しているが、委託をせず各窓口で職員を従事させることとした場合、さらに30名相当（監査人による推定）の人員費が必要となる。

イ 各警察署の交通課の現体制では、現在の業務量が限界であり、窓口に来庁する府民への免許業務を円滑かつ適正に行うには、各種申請の受理、必要事項の確認、免許の交付等に係る業務の委託が不可欠である。

ここでは約2億5,800万円の手数料収入を得るために、約2,400万円の委託経費を支払っているため、経費率は9.3%である。委託をせず警察職員で直接業務を行った場合には、それを大きく上回る人員費がかかるという説明である。たしかに外部監査人の推算では、委託をやめて警察職員に置き換えた場合、1億円以上（監査人による推定）の人員費を要するから、委託の方が明らかに合理的であるという説明である。

各警察署においては、委託事務が試験場よりも多くなるので経費率が高くなるのは否めない。

また、府内の26警察署に人を配置し、同時に一様の免許関係事務を遂行するのは、民間業者が委託業務として行う場合には本来相当にコストのかかることである。それゆえ、むしろ委託ではなく、既にそこに存在している警察職員の本来業務として、全ての事務を直接警察が行う方が本来は合理的なことである。最小の費用で最大の効果を得るために、委託の方法が真に合理的かどうか、警察内部で創意工夫を更に検討すべきであろう。警察本部は「各警察署の交通課の現体制では、現在の業務量が限界」と説明されるが、一度外部の視点から、より効率的な業務遂行の方法がないかどうか、工夫ができないものか検討することが望まれる。

各種講習についても安全協会が委託を受けており、その費用対効果の説明は下記のとおりである。

(1) 安全協会に委託している業務の内容（各種講習関係業務）

件 名	内 容	体制(安協)
更新時講習	○ 集中会場 ～ 運転免許試験場内 ○ 分散会場 ～ 13会場（郡部署等）	指導員数 15名
	(1) 優良運転者講習（30分 手数料700円） ・ 免許を受けている期間が5年以上で交通違反行為がない者 ・ 回数 集中会場 ～ 平日及び日曜日 分散会場 ～ 毎週1～2回	
	(2) 一般運転者講習（1時間 手数料1,050円） ・ 免許を受けている期間が5年以上で軽微違反行為が1回の者 ・ 回数 集中会場 ～ 平日及び日曜日 分散会場 ～ 毎週1～2回	
	(3) 違反運転者講習（2時間 手数料1,700円） ・ 免許を受けている期間が5年以上で軽微違反行為が2回以上ある者 ・ 回数 集中会場 ～ 平日及び日曜日 分散会場 ～ 毎週1～2回	
	(4) 初回運転者講習（2時間 手数料1,700円） ・ 免許を受けている期間が5年未満で、5年間に違反行為等がないか 又は軽微な違反行為が1回までの者 ・ 初回更新者・理由ある失効者 ・ 回数 集中会場 ～ 平日及び日曜日 分散会場 ～ 毎週1～2回	
(5) 特定任意講習（2時間 手数料1,700円） ・ 講習効果の観点から地域、職域、生活環境等に照らして、車両の運転に関して、ほぼ共通の条件下にあると認められる者 ・ 現在 ～ 京都府医師会 京都府歯科医師会 京都市肢体障害者協会 ・ 回数 医師会～4回、歯科医師会～3回 障害者協会～2回 計9回		
停止処分者講習	○ 運転免許試験場内（京都府自動車安全運転学校）	指導員数 15名
	(1) 短期講習（6時間 手数料13,800円） 40日未満の保留若しくは停止処分者(30日) 回数 ～ 週4回	
	(2) 中期講習（10時間 手数料23,000円） 40日以上90日未満の保留若しくは停止処分者(60日) 回数 ～ 週2回	
(3) 長期講習（12時間 手数料27,600円） 90日以上の保留若しくは停止処分者(90～180日) 回数 ～ 週2回		
違反者講習	○ 運転免許試験場内（京都府自動車安全運転学校）	指導員数 3名
	軽微な違反行為（3点以下）を繰り返して累積点数が6点になった者の講習 (1) 社会参加活動を含む講習と座学 6時間（手数料9,400円＋通知手数料850円計10,250円） (2) 社会参加活動を含まない講習と座学 6時間（手数料13,400円＋通知手数料850円計14,250円） 何れも毎日（平日）	
原付講習	○ 運転免許試験場内（京都府交通安全協会自動車練習場）	指導員数 3名
	原付免許を取得する場合には、予め、法第108条の2第1項第6号に規定する講習を受講していなければならない。 (講習時間（実技）3時間 手数料4,050円） 毎日（平日）	

(2) 委託をすることによる費用対効果

ア 平成21年度中、更新時講習、停止処分者講習、違反者講習、原付講習の実施回数は併せて約37万8千件、講習に伴う手数料収入は約6億1,700万円、委託先の交通安全協会に約2億5,500万円の委託料を支出しているが、

警察職員で対応することとした場合、知識・経験・資格を有する指導員等の体制確保、車両等の配備(リース)、教育・検査機器の設置(リース)・維持管理、資料購入、印刷費及び人件費が必要となる。

イ 運転免許課講習係の現体制では、現在の業務量が限界であり、各講習業務を円滑かつ適正に行うには、体制・車両・ノウハウを有する法人等への講習に係る業務委託が不可欠である。

講習手数料は多額であるが、約6億1,700万円の収入のために、約2億5,500万円の委託料を経費として支出している。経費率は41%にのぼる。警察職員に置き換えた場合、外部監査人の推算では、車両等の配備(リース)教育・検査機器の設置(リース)・維持管理、資料購入、印刷費、人件費等で約3億円前後(監査人による推定)の経費となる。この場合の経費率は47%である。

講習の実施は性質上、一定の講習時間を要するから、経費率、特に人件費率が高くなるのはある程度理解できる。しかし、他の委託に比べて、直接業務と委託の場合の費用対効果の相違が、ここではそれほど大きくない。そうであれば、講習については、より効率的な運営を模索し、警察職員による直接運営の方法も含めて検討するのが望ましい、と考える。

また、「運転免許課講習係の現体制では、現在の業務量が限界」と説明されるが、一度外部の視点から、本当により効率的な業務遂行の方法がないのかどうか、工夫ができないものか検討されることが望まれる。

さらに、免許更新の際の「教習本」の使用のあり方については再検討を要する。「教習本」は、従来、財団法人全日本交通安全協会が編集・発行していたものを使用していたが、平成21年度から、コスト削減を目的に一般競争入札を導入し、平成21年度は他社制作の教本を採用しているとのことである。

しかし、教本を個別に配布しても、時間的制約からごく一部しか見ることはできないし、これにかかる費用が無駄になっているという声もある。実際、平成22年5月の国の事業仕分けでも取り上げられ、いくつかの改善点を指摘されている。教本に関しては、より活用されるような内容にし、コストダウンに結びつく編集や調達、スライドとの併用による講習の効率化などの工夫を検討すべきである。安全教育を犠牲にしないで、少しでもコストダウンできる可能性があると思われるので再考を求める。なお、現在、警察庁において、有識者からなる「運転免許制度に関する懇談会」を立ち上げ、教材のあり方の見直しを検討しており、京都府警察本部においても、その結果に基づき、見直しを図る予定とのことであるので、結果に期待したい。

3.4. 免許関係の手数料収受のあり方について

以上に見たように、免許関係の手数料収受は、安全協会をはじめとする他団体への業務委託を前提に成り立っている。たしかに膨大な事務処理の対応のために委託をせざるを得ない状況があることは事実である。しかし、業務委託を始めた時期と比べると、免許人口の増加率も落ち着き、IT化による事務処理の効率化も進んでいるのであるから、委託の要否を含めた業務の見直しについても検討すべきであると考え。たとえば今後はIC免許証に移行していくのであるから、紙ベースによる人的な事務処理ではなく、ICチップ内の情報で、読み取り装置を利用した、さらに自動化された申請手続きを検討するなどの各種免許申請手続きの簡素化、合理化の方法があるはずである。せっかく高い性能を有するIC免許証へ移行したのであるから、その性能を十分に活かして、各種免許申請手続きを合理化できないかを早期に積極的に検討されたい。

安全協会は、過去に委託契約が始まる前から、警察の様々な業務に深く関わってきているが、免許関係事務は、個別に観察すれば決して特殊な業務ではなく、十分に安全協会以外の民間業者でも代替しうるものが多い。どうしても委託が必要な場合でも、他の民間業者が参入しやすいオープンな環境を作り、更なるコストダウンを図るべきである。

少子化の影響で新規の免許取得者は減っているが、既存の免許保有者数は安定していることから、さらに事務の効率化、競争原理の活用を進め、実質的なコストダウンを図り、効率的な手数料収受の努力が望まれる。

4 パーキングメーター及びパーキングチケット関係

4.1. 制度の概要

パーキングメーターとパーキングチケットは、道路交通法第49条以下に定められる制度である。「時間制限駐車区間」として公安委員会が指定した道路区間において、パーキングメーターが車両を感知した時、あるいはパーキングチケットの発給を受けた時から、道路標識等により表示されている時間までの間、指定された道路上の部分に車両を駐車することができる、とするものである。これは道路における駐車禁止規制(道路交通法第44条から48条)の例外を定めるもので、道路の一部を本来的な駐車場として設定しているものではない。警察本部のホームページでの説明によると「パーキングメーター、パーキングチケットは、路外駐車場が不足している地域で業務目的等やむを得ない短時間駐車需要に応えるため、時間を限って駐車を認め、駐車秩序の整序化を図ろうと設置されているものです」とされている。

京都府内におけるパーキングメーター、パーキングチケットの設置場所は【表4.1-1.設置一覧表】のとおり、全て京都市内に所在し、パーキングメーターが3ヶ所(100台分)、パーキングチケットが14ヶ所(264台。バス5台)であり、数もそれほど多くはない。運用時間も午前8時から午後8時までに限られている(一部は午前7時から午後10時)。

【表4.1-1.設置一覧表】

パーキングメーター		
設置場所	駐車可能台数	運用時間
釜座通(京都第二赤十字病院西側)	55	8～22
下ノ森通(上京警察署前)	26	8～20
紫明通(烏丸通西入る)	19	8～20

パーキングチケット		
設置場所	駐車可能台数	運用時間
★ 疏水道(高野橋北方)	19	8～20
踏水会前(熊野道西入一筋目)	13	8～20
大和大路通(七条北入る)	21	8～20
★ 薬大前	6	8～20
東本願寺前(烏丸通)	普通車 14 バス 5	8～20
★ 七条通(新千本通～御前通)	72	8～20
京都駅南口前広場	5(貨物専用)	7～22
京都駅南口前広場	40(乗用専用)	7～22
八条通(近鉄名店街南側)	9	7～22
★ 淀池上町(淀交番南方)	20	8～20
大手筋通(竹田街道東入る)	12	8～20
★ 深草合同庁舎前	9	8～20
★ 下板橋通(下板橋交番前)	15	8～20
★ 納所交差点東入る	9	8～20

(京都府警ホームページより転載)

料金は、「駐車料金」ではなく、「メーター作動手数料」または「チケット発給手数料」であり、パーキングメーターの場合も、パーキングチケットの場合も同一で、1時間300円である。1時間以上の駐車は認められない。

パーキングメーターにかかる手数料収入は、【表4.1-2.パーキングメーター・パーキングチケット手数料 概要調書】のとおり、平成20年度決算額で1億3,230万円である。手数料収入は平成18年度をピークに減少傾向である。

パーキングメーターとパーキングチケット発給機に投入された現金を回収する業務は、民間に委託されている。平成20年度から、受託会社は一般競争入札で決定され、1年毎の契約である。現在の受託会社は警備業を営む会社であり、委託料は年間3,024万円である。受託会社は、1日1回、朝、機械を作動させる時に現金を回収し、各機械ごとに収納金計算書を作成し、京都府警察本部交通部駐車対策課に報告すると共に、日々の現金は専用の預金口座に預金して保管し、月ごとに京都府が指定する金融機関に納入する。受託会社は回収された収納金を最大1ヶ月間預かることになるので、その間に倒産すれば京都府は収納金の一部(最大約1,000万円)を回収できなくなるリスクを負っているが、警察の説明では「そうした事態を考慮して財務基盤が安定した法人しか入札に参加できない」と注意を払っている。なお回収の際に手数料未納や時間超過の車両を発見したときは、最寄りの警察に通報することとなっていて、受託会社が違反取締をするものではない。こうした現金回収とは別に、パーキングメーター等利用者からの苦情対応や機器の不具合が発生すれば、直ちに現場に赴いて対応しなければならず、これに対応する従業員を常時待機させている。

【表4.1-2.パーキングメーター・パーキングチケット手数料 概要調書】

使用料・手数料概要調書

分類名(細節)		部局名	所管課名	
パーキングメーター作動及びパーキングチケット発給手数料		警察本部	駐車対策課	
主な徴収対象			上記以外の 収納業務を行う所属名	
パーキングメーター及びパーキングチケット利用者			委託業者	
根拠法令			直近改定年度	
京都府警察手数料徴収条例及び京都府警察手数料条例施行規則			昭和 60 年度	
調定額 (21 年度決算見込額)	調定額 (20 年度決算額)	収入未済額 (21 年度調定分)	減免額(21 年度)	
128,147 千円	132,301 千円	0 千円	0 千円	
主な料金徴収の方法		減免制度の有無 (有の場合は制度概要:別葉での添付可)		
前納・後納	窓口(現金・収入証紙)・ 納付書・ <u>その他</u> 使用場所	無		
各事務毎の使用料・手数料単価 (別葉での添付可)				
名称	事務 (※)	単価	件数 (21 実績)	備考
パーキングメーター作動手数料	道路交通法第 49 条第 1 項のパー キングメーターの作動	300	143,673	
パーキングチケット発給手数料	道路交通法第 49 条第 1 項のパー キングチケットの発給	300	283,483	

条例・規則別表等に定める事務を転記

4.2. 監査の結果

機械による収受は、硬貨の変形などで詰まってしまうとか、機械のセンサーが誤作動する等の原因で、過不足金が発生するリスクがないわけではない。しかし無人の現場で、これを適正に徴収するより良い仕組みは考えられていない。

費用対効果であるが、1億3,230万円の収入を得るのに、収納金の回収業務委託料3,024万円、その他に機械の維持経費がかかっている。回収業務委託料を365日の日割りで計算すると、1日82,849円であり、合計17ヶ所を回るので、1ヶ所当たり4,873円のコストとなる。必ず複数人で業務を行う等の条件や移動時間等を考慮しても、結構高いものである。受託会社は、朝回収に向かった時にその場所が使用中であれば、他の場所へ回り、後刻、再び見に来るという手間をかけているということであり、もう少し合理的な回収方法をとることによりコストダウンの可能性はある。京都府がコストのかかる要因として挙げた委託業務の一部には、民間コイン駐車場管理業者も普通に行っているものもあることから、必ずしもコスト削減が困難な理由とはならず、少しでもコストダウンについて見直しを行うべきである。

また、警察本部の会計課で、受託会社から上がってくる日報、月報及び収納額との突合をする人件費コストも別途に発生している。

他方で利用頻度は、平成21年度で、パーキングメーター1基当たり平均1日4回、パーキングチケット発給機では駐車1枠当たり平均1日2.9回ということであるから、府民の需要がそれほど高いとは言えない。回収方法、回収頻度や機械の工夫等により、まだまだコストダウンの余地は充分にあり、費用対効果を再検討しなければならない。

また、この手数料は京都府独自に定めることができるものであるが、1時間当たり300円に設定されている。ホームページでの説明にあるように「路外駐車場が不足している地域」であれば、なおパーキングメーター・パーキングチケットの存在価値が認められる場合がある。また、近隣に救急病院があったり、京都駅や商店街近辺のような場所は、存在意義も大きいと思われるが、中には、設置意義が小さいのではないかと、と思われる場所も散見される。駐車需要の変化と、撤去コストとの兼ね合いを総合考慮しながら、引き続き見直しをしていく必要がある。

4.3. パーキングメーター・パーキングチケット関係の手数料収受のあり方について

京都府は、これまでもパーキングメーター等の見直しを継続的に行っており、6箇所のパーキングチケット区間を撤去している。パーキングメーター・パーキングチケットは、駐車需要に応えた道路利用の形態であるが、費用対効果や利用頻度の観点からも見直しをした上で、削減を含めての検討が必要であろう。

5 道路一時使用許可手数料関係

5.1.制度の概要

道路において交通の妨害となるような物件を置いたり、交通の妨害になるような行為を行うことは禁止されているが（道路交通法第76条）、その一方で道路を他の目的で使用する場合には、所轄警察署長の許可を受けなければならない（同法第77条）。これには、道路において工事または作業をする場合（同法第77条 1項 1号）、石碑・銅像・広告板・アーチ等を設置する場合（同 2号）、露店・屋台等を出す場合（同 3号）、祭礼やロケーション等をする場合（同 4号）が定められている。

かかる許可申請があったときには、各警察署がその適否を審査することとなるが、その審査についての手数料を徴収することができる。これは各都道府県ごとに定めることができ、京都府においては、上記のうち、1号から3号の許可申請の手料金は2,000円、4号の許可申請は1,400円と定められている。この額は平成4年以来改訂されていない。また、全て証紙による収納である。

平成21年度の手数料収入は、下表のとおりであり、約7,701万円であった。京都府や京都市など府・市町村が公共目的で道路使用をする場合には、手数料は徴収しない扱いとなっている。

【表5.1-1.道路一時使用許可手数料 概要調書】
使用料・手数料概要調書

分類名(細節)		部局名	所管課名	
道路一時使用許可手数料		警察本部	交通規制課	
主な徴収対象			上記以外の 収納業務を行う所属名	
道路使用許可申請者			各警察署	
根拠法令			直近改定年度	
京都府警察手数料徴収条例及び京都府警察手数料条例施行規則			平成4年度	
調定額 (21年度決算見込額)	調定額 (20年度決算額)	収入未済額 (21年度調定分)	減免額(21年度)	
77,012千円	79,556千円	0千円	31,684千円	
主な料金徴収の方法		減免制度の有無（有の場合は制度概要:別葉での添付可）		
前納・後納	窓口、現金、 <u>収入証紙</u> ・納付書・その他（ ）	京都府警察手数料条例施行規則 別表第3 及び京都府警察手数料徴収条例施行規則に基づき手数料を徴収しない理由		
各事務毎の使用料・手数料単価（別葉での添付可）				
名称	事務（※）	単価	件数(21実績)	備考
道路使用許可申請手数料	道路交通法第77条第1項の規程による道路使用の許可の申請に対する審査			
	(1)同項第4項に規定する使用の場合	1,400	8,142	
	(2)その他の場合	2,000	32,806	
道路使用許可証再交付手数料	道路交通法第78条第5項の規程による道路使用許可証の再交付	500	3	

条例・規則別表等に定める事務を転記

また、道路使用許可をした場合に許可条件を付することがあるので（道路交通法第77条第3項）、許可条件の履行状況や原状回復状況の調査等の業務については、京都府においては、道路交通法第108条の31第1項に基づき、所定の業務（第2項第7号：道路使用許可等の調査業務）を適正かつ確実に行うことができる法人として、京都府公安委員会により、唯一、交通安全活動推進センターに指定されている安全協会と随意契約を締結し、委託している。その内容は次のとおりである。

【表5.1-2.道路使用許可申請に関する委託契約内容】

委託事業名	委託業務内容	契約期間	契約方法	契約業者	契約金額 (H21度安協支払額)
道路使用許可に係る調査業務委託	<ul style="list-style-type: none"> 道路使用許可申請に係る許可条件履行状況（道路使用許可に関する道路又は交通の状況）及び原状回復の状況の調査、結果報告書の作成 京都市内の警察署で受理した申請で、道路使用の期間が1ヶ月以上のも（警察署長の委託書に基づき実施）について現場に赴き調査 	H21.4.1 ～ H22.3.31	単独随意契約	安全協会	1件 1,908.9円 (10,498,944円)

ちなみに、財団法人京都府交通安全協会は民法34条により設立された「公益法人（特例民法法人）」であり、同法の規定により、「営利を目的とせざるもの」である。財団法人京都府交通安全協会は現在、代表的検索サイトで探しても公式のホームページは実務的対応を示しただけのもので、「組織の概要」「財務内容」を掲載したものが出てこないから、Webサイトではこれらを紹介していない。

公安委員会が府内で唯一の「京都府交通安全活動推進センター」として指定している安全協会は、少なくとも公益に資するため、Webサイトで組織、業務活動や財務内容等を公開する等、透明性をもって運営するように公安委員会は指導するべきである。

5.2.現場調査（川端警察署）

外部監査人及び補助者は、京都府川端警察署に赴いて、手続や許可申請書類等の監査を行った。

手数料は申請者から証紙で徴収することになっており、警察署の1階で証紙の販売がなされていた。そこでは販売窓口として、警察署の会計課窓口と、京都府の指定売り捌き人である安全協会の窓口が同じ1階に設置されている。もちろん利用者は、そのいずれで証紙を購入してもよい。1階には、道路使用許可申請の窓口も表示されていた。道路使用許可申請は、緊急の場合には夜間にも持ち込まれることがある、とのことであった。

証紙は、申請書に直接貼付する方法はとらず、道路使用許可証交付簿が別に作成されており、申請書と照合して確認する方法であった。

【写真5.2.警察署の会計課窓口と同じ1階にある安全協会の証紙売りさばき所】



5.3.監査の結果

平成21年度中の申請書や道路使用許可証交付簿を任意抽出して監査したところ、申請日付と許可日付の齟齬などのミスは複数見られたが、証紙の貼付漏れなど大きな問題は見あたらなかった。ところで、道路使用許可申請に関する手数料は、先述のとおり、平成4年以来改訂をしていない。それ以前の改訂の経緯は次のとおりであった。

【表5.3-1.道路使用許可申請手数料の経緯】

道路使用許可手数料の変遷			
改正年月日	1号～3号	4号	再交付
昭和35年12月23日	200円		50円
昭和51年 9月 1日	500円		200円
昭和59年 4月 1日	1,000円	600円	200円
昭和62年 4月 1日	2,000円	1,200円	400円
平成 4年 4月 1日	2,000円	1,400円	500円
※ 京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12.3.30）にて規定			
	2,000円	1,400円	500円

他方、他府県の手数料の現状は以下のとおりである。

【表5.3-2.道路使用許可申請手数料 他府県状況】

宮城県	神奈川県		東京都		埼玉県	静岡県	愛知県	広島県	福岡県
2,300	1号許可 (工事・作業)	2,500	1号許可 (工事・作業)	2,700	2,500	2,300	2,500	2,400	2,400
	上記以外	2,000	3号許可 (縁日・露店)	1,100					
			その他	2,100					

京都府	滋賀県	大阪府		兵庫県	奈良県	和歌山県	福井県	三重県	
道路交通法第77条第1項第 4号(祭礼行事・ロケ等)	1,400	2,040	工事及び作業	2,500	2,000	2,200	2,000	2,300	2,300
4号許可以外 (工事・作業・工作物設置等)	2,000		上記以外	2,000					

他府県では、4号の許可（祭礼行事、ロケ等）と、それ以外の許可（工事など）の手数料を分けていないところが多く、いずれも2,000円を超える手数料設定のところが多い。このことも参考に考え併せると、4号の許可のみを取り立てて低額に設定する合理性は見出せない。また、手数料収入全体が7,955万円余りの規模で、許可条件履行の調査の外部委託に1,049万円の経費をかけていることを考えると、手数料の設定自体を上げて良いのではないと思われる。いずれにしても、手数料設定について長期間にわたり、見直しや検討自体をしていないことは問題である。

また、川端署において、同じ1階に2ヶ所の証紙販売所があることは、非常に違和感を覚えた。当然、様々な理由で府民の利便性を優先した結果かもしれないが、コスト意識が希薄であり、今後、収入証紙制度見直しの中で議論する必要がある。

5.4.道路一時使用許可手数料のあり方について

この手数料については各都道府県で独自に設定できるものである。都道府県により、道路工事の頻度や祭礼行事、露店の出店、ロケ使用などの需要は様々であることから、地方の独自性に応じて柔軟に設定できるようにした趣旨であるが、他府県の状況も見ながら、京都の特性に応じて、定期的に見直しが行われるべきである。

第5 港湾関係

1 港湾関係の使用料・手数料の概要

港湾関係でヒアリング対象とした使用料・手数料と所轄部局の関係は以下のとおりである。

【表1-1.港湾関係の使用料・手数料の決算額と未収、減免の状況】

(単位：千円)

部局名	所轄課名	使用料・手数料	H20 年度 決算額	H21 年度 決算額	H21 年度 収入未済額	H21 年度 減免額
建設交通部	港湾課	港湾施設使用料 (一般会計)	65,746	56,070	0	267
		港湾施設使用料 (特別会計)	302,307	243,632	0	7,600
		港湾水面等占用料 (一般会計)	11,833	11,702	0	0

平成21年度においては、いずれの使用料等についても収入未済額はゼロ円とのことであった。

また、減免額についても、港湾施設使用料の一般会計と特別会計のそれぞれに各1件あるのみであり、いずれも公益性の理由から減免を認めためたもので問題となる事項は特に、なかった。

各使用料等の当初予算額に対する決算額の状況は以下のとおりである。

【表1-2.港湾関係の使用料・手数料の当初予算額と決算額の比較】

(単位：千円)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
港湾施設使用料 (一般会計)	当初予算額	67,769	65,415	65,415
	決算額	65,746	56,070	
	差額	▲2,023	▲9,345	
	達成率	97.0%	85.7%	
港湾施設使用料 (特別会計)	当初予算額	299,060	267,678	217,430
	決算額	302,307	243,632	
	差額	3,247	▲24,046	
	達成率	101.1%	91.0%	
港湾水面等占用料	当初予算額	12,066	12,066	12,066
	決算額	11,833	11,702	
	差額	▲233	▲364	
	達成率	98.1%	97.0%	

平成21年度はいずれの使用料等の決算額も当初予算額を達成しておらず、厳しい状況であったことがわかる。

港湾施設使用料(一般会計)、港湾施設使用料(特別会計)、港湾水面等占用料(一般会計)のそれぞれの単価と平成21年度の徴収件数の実績は次項に示すとおりである。

【表1-3.平成21年度の各使用料・手数料の単価と徴収件数】

港湾施設使用料（一般会計）

名称	事務(※)	単価	件数
(舞鶴港)		(単位：円)	(単位：件)
岸壁	岸壁及び栈橋	1トシ24時間まで 国内 4.3 外国 4.2	668
さん橋	岸壁及び栈橋	1トシ24時間まで 国内 4.3 外国 4.2	13
物揚場	物揚場	一般使用 1㎡1日 15日まで 1.40 16日以後 2.80 専用使用 1㎡1月 71	163
駐車場	駐車場	1台1日 140	1
ドルフィン	係船くい	1トシ24時間まで 1.10 24時間を超え12時間ごと 0.60	3
テニスコート	テニスコート	午前 1,500、午後 2,000 夜 3,000、全日 5,800	12(月1回の調 定のみ)
(その他港湾)			
岸壁	岸壁及び栈橋	1トシ24時間まで 2.9	138
物揚場	物揚場(専用使用)	専用使用 1㎡1日 38	14
小型船舶係留施設	小型船舶用係留施設	1隻1月 3,300	84
荷さばき地	荷さばき地	1㎡1日 3.2	2
野積場	野積場及び港湾施設用地(舗装部分・ 専用使用)	専用使用 1㎡1月 66	2
港湾施設用地	野積場及び港湾施設用地(未舗装部分 ・専用使用)	専用使用 1㎡1月 16	23

条例・規則別表等に定める事務を転記

港湾施設使用料（特別会計） すべて舞鶴港

名称	事務(※)	単価	件数
(舞鶴港)		(単位：円)	(単位：件)
上屋	上屋	専用使用 甲種上屋 月 610 乙種上屋 月 500 丙種上屋 月 360 コンテナフレストレーション月 550	60
ガントリークレーン	軌道走行式橋形起重機	1時間 35,000	54
多目的クレーン	軌道走行式起重機	月 1,520,000	10
タワークレーン	移動式起重機	揚力25トンのもの1時間8,070	38
荷役機械	起重機(固定式)	1時間 1,870	12
水面貯木場	水面貯木場	1㎡ 1月 13	11
荷捌地	荷さばき地	1㎡ 1日 3.90	249
野積場	野積場及び港湾施設用地	舗装部分 一般使用 1㎡1日 2.20 専用使用 1㎡1月 66 未舗装部分 一般使用 1㎡1日 1.10 専用使用 1㎡1月 27	213
港湾施設用地	野積場及び港湾施設用地	同上	226
車両乗降用固定橋	車両乗降用固定橋	1月 1,700,000	1
車両乗降用可動橋	車両乗降用可動橋	1月 156,000	1
旅客乗降用施設	旅客乗降用施設	1月 133,000	1
旅客上屋	旅客上屋	専用使用 1㎡1月 1,400	3
船舶給水施設	船舶給水施設	国内 51円に水道料金加算 外国 50円に水道料金加算	117

条例・規則別表等に定める事務を転記

港湾水面等占有料（一般会計）

名 称	事 務(※)	単 価 (単位：円)	件 数 (単位：件)	備 考
栈橋	栈橋、橋りょう・市の区域	120	108	1平方メートル
係船杭	係船くい、係船浮標・市の区域	510	7	1本又は1基
定係場	船舶又は木材の定係・市の区域	140	90	1平方メートル
荷揚場・ボート格納庫	荷揚場、船ひき場、物置場、作業場、船舶修理場・市の区域	120	14	1平方メートル
付属施設等の敷地	家屋及びその付属物の敷地・市の区域	350	6	1平方メートル
軌条	軌条・市の区域	640	20	1平方メートル
給排水管等	諸管、水きよ(直径が0.2メートル未満のもの)・市の区域	64	7	1メートル
給排水管等	諸管、水きよ(直径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの)・市の区域	130	3	1メートル
給排水管等	諸管、水きよ(直径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの)・市の区域	320	4	1メートル
養殖場・養魚場	養殖場、養魚場・市の区域	5	33	1平方メートル
釣り筏・生けす等(ロープ)	漁具を定置し、又は施設する漁業・市の区域	8	7	1平方メートル(垣網その他これに類するものは、長さ1メートルにつき1平方メートルとする。)
釣り筏・生けす等	生けす、釣堀・市の区域	200	9	1平方メートル
電力供給施設	電柱、支柱、支線・市の区域	870	9	1本
上下架用設備	鉄塔・市の区域	640	5	1平方メートル

条例・規則別表等に定める事務を転記

2 京都府の港湾施設

2.1. 概論

港湾法により京都府が管理者となっている港湾施設は、舞鶴港、宮津港、久美浜港、伏見港の4港である。このうち、伏見港は本来の港湾施設としての役割を終え、今は伏見みなと公園として整備され、府民の憩いの場となっている。

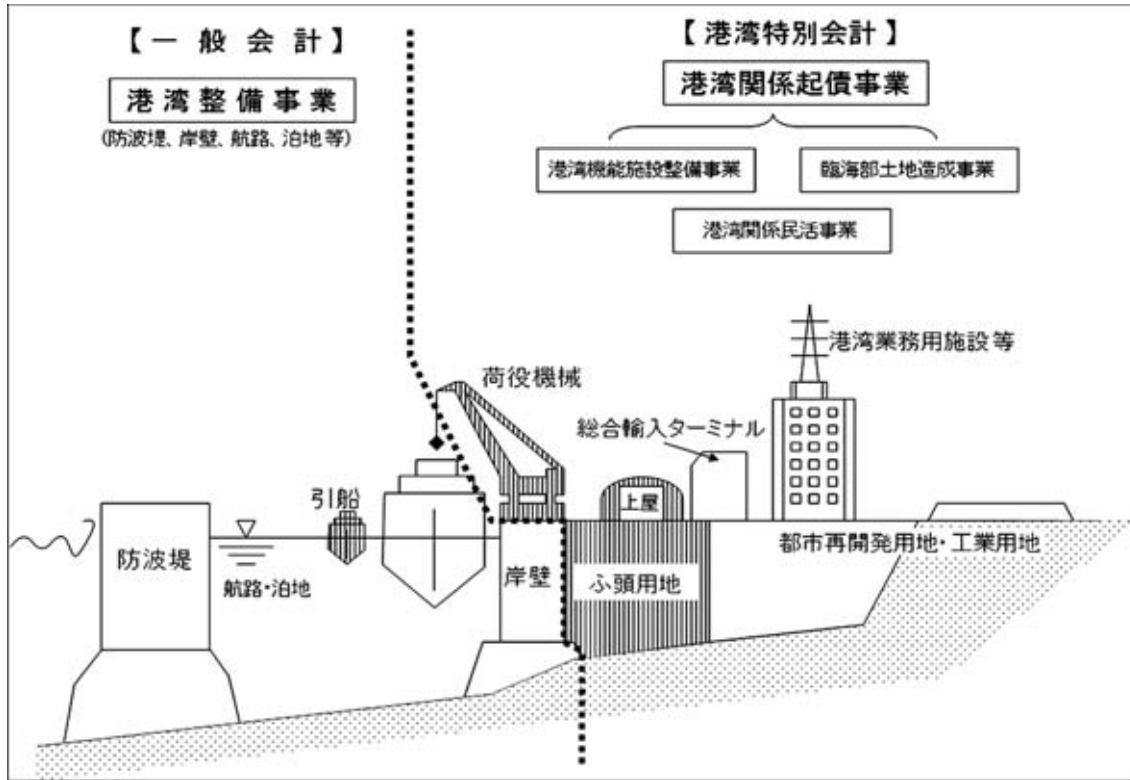
現在も実際に港湾施設として使用されているのは、舞鶴港、宮津港、久美浜港の3港であり、このうち舞鶴港は重要港湾に指定されている。

重要港湾とは、日本における港湾の一区分であり、港湾法第2条第2項において「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるもの」と定義されている。平成22年4月現在、全国で126港が指定されている。重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められている港湾（港湾法2条2号）を特定重要港湾といい、全国で23港が指定されている。さらに、国際コンテナ輸送上、特に重要なものを「指定特定重要港湾」（スーパー中樞港湾）といい、全国で6港（東京港、横浜港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港）が指定されている。

京都府の港湾施設は、一般会計の予算で整備されているものと特別会計¹（独立した経理管理）の予算で整備されているものがある。

地方自治法第209条第2項では、普通地方公共団体が特定の事業をおこなう場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができるとしている。京都府では京都府港湾事業特別会計条例を設定し、岸壁を境に主に海側の施設は一般会計、陸側の施設は特別会計で整備して区分経理している。京都府の特別会計の予算で整備されている港湾施設は舞鶴港の陸側の施設である。

【図2.1.一般会計と港湾特別会計の概念図】



2.2. 舞鶴港の概要

舞鶴港は北近畿で唯一の国際港として、関西経済圏の日本海側の物流拠点となっている。舞鶴港は湾口が狭く、湾奥が広いので、波が静かで船の荷役、停泊、接岸に好都合とされている。舞鶴港は大きく3つに区分され、国際物流の「西港」、北海道・国内物流の「東港」、そして新たに平成22年4月から供用開始された大型貨物船にも対応可能な「舞鶴国際ふ頭」がある。

施設

西港：第2ふ頭、第3ふ頭、第4ふ頭、喜多ふ頭

東港：前島ふ頭

舞鶴国際ふ頭

主な航路

- ・ 舞鶴 - 韓国（釜山）定期航路
- ・ 舞鶴 - 中国（青島、大連）定期航路
- ・ 舞鶴 - ロシア（ナホトカ）
- ・ 舞鶴 - 北海道（小樽）定期航路

1 特別会計（とくべつかいけい）：国または地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる、独立した経理管理が行なわれる会計のことをいう。略称は「特会（とっかい）」。各特別会計ごとに予算をもち、一般会計における単一予算主義の原則に対する例外となっている。単一予算主義の原則とは、国・地方公共団体の会計について、すべての歳入・歳出などを単一の会計で経理する原則をいう。しかし、特定の歳入（特定の税収・登記印紙などの特定財源、財政投融资資金、特別公債・政府証券など）をもって特定の事業を行なう場合、この原則に固執すると、かえって個々の事業の収支損益や資金管理などが不明となり、好ましくない場合がある。そのようなことを避けるため、例外的に一般会計から切り離して独立の会計を設けて経理を行うのが特別会計である。もっとも、一般会計から特別会計への繰り入れもあるため、完全に独立しているわけではない。（出典：ウィキペディア）

2.3.宮津港の概要

若狭湾の西部にあって、宮津湾及び天橋立（あまのはしだて）で仕切られた阿蘇海（あそかい）が、宮津港である。宮津港は、日本三景の一つ「天橋立」を擁する地方港湾で、定期船航路など観光港として利用される他、鉱石輸入港として利用されている。その他、プレジャーボート、漁船の利用が主である。須津地区、男山地区には、ポートパークも整備されている。

施設

岸壁：鶴賀第1ふ頭、第2ふ頭

荷揚場：獅子（ちし）地区、鶴賀地区、島崎地区、漁師地区、日置地区、江尻地区、文珠地区など

主な航路

・定期航路：一宮航路（丹後海陸交通）

2.4.久美浜港の概要

丹後半島の西端、山陰海岸国立公園の東端に位置し、小天橋により日本海と久美浜湾が隔てられ、久美浜湾の入り口部と久美浜湾全体が久美浜港となっている。各地区に物揚場を整備し、利用されているほか、久美浜地区にはポートパークも整備されている。久美浜港は、地方港湾に位置づけられ、主に漁業関係者とプレジャーボートに利用されている。

【表2.4.使用料等について舞鶴港とその他の港湾との比較】

港湾施設使用料（一般会計） （単位：千円）

	平成20年度		平成21年度	
	決算額	比率	決算額	比率
舞鶴港	51,998	79.1%	42,802	76.3%
その他	13,748	20.9%	13,268	23.7%
合計	65,746	100.0%	56,070	100.0%

港湾施設使用料（特別会計） （単位：千円）

	平成20年度		平成21年度	
	決算額	比率	決算額	比率
舞鶴港	302,307	100.0%	243,632	100.0%
その他	-	0.0%	-	0.0%
合計	302,307	100.0%	243,632	100.0%

港湾水面等占用料（一般会計） （単位：千円）

	平成20年度		平成21年度	
	決算額	比率	決算額	比率
舞鶴港	9,166	77.5%	9,027	77.1%
その他	2,667	22.5%	2,675	22.9%
合計	11,833	100.0%	11,702	100.0%

3 監査の視点

いずれの使用料等の決算額においても舞鶴港が全体の7割以上を占めており、舞鶴港は京都府における最も重要な港湾と考えられる。そこで、舞鶴港の諸施設、京都府港湾事務所に赴き、現地視察と調査を行い、その現状の把握を行った。そして、徴収事務手続の検証、舞鶴港の利用状況・収支状況等から現在の使用料・手数料の設定が適正なのかを検討した。

4. 舞鶴港の現状

4.1. 京都府港湾事務所

現在の港湾事務所は平成9年より、舞鶴21ビル（舞鶴市字喜多1105番地1）の7階に移転した。舞鶴21ビルは京都府と舞鶴市が共同出資する第三セクターである「株舞鶴21」が運営する、主に舞鶴港を利用する企業に賃貸する鉄筋コンクリート造、8階建てのオフィスビルである。港湾事務所が舞鶴21ビルに移る前は舞鶴市字松陰小字嶋崎19-5にあり、旧事務所は自前の物件であるので賃借料はかからなかった。現在は舞鶴21ビルのテナントとして年間12,587千円の賃借料を支払い（平成23年度は賃料引き下げにより、賃借料が年間700～800千円減少する見込みである。平成19年度の監査人が高い賃借料を指摘して、3年間で引き下げに至ったことは一定の評価ができる）逆に旧事務所を外部に年間4,981千円で賃貸している。

旧事務所物件は確かに老朽化が進んでいたが、立地は西港の港湾施設の目の前にあり、港湾管理者にとっては最適の立地条件であったと言える。舞鶴21ビルは西港の港湾施設からはやや離れており、ガントリークレーン²など時間貸しする設備を管理するには適していない。しかし、舞鶴港の港湾施設は西港地区、和田地区、東港地区と散らばっており、すべての施設に近い立地というのはいずれも問題はある。その点、舞鶴21ビルは西港の港湾施設のほぼ中央に位置しており、第2ふ頭から喜多埠頭のほか、舞鶴国際ふ頭など、西港の施設を概ね俯瞰できる位置にある。また、港湾振興を担う（社）京都舞鶴港振興会も舞鶴21ビルに入居しており、連携業務を効率的に行えるという利点もある。

【写真4.1. 舞鶴21ビル7階京都府港湾事務所から舞鶴港を俯瞰】



小さくて見にくいですが、真ん中に見える船の右側が第2ふ頭、その左奥に国際ふ頭が見える

2 ガントリークレーン（gantry crane）：港湾の岸壁に設置され、コンテナなどの貨物の積み卸しを行うクレーンのことをいい、トランスポート（transporter）ともいう。特定重要港湾、重要港湾のほとんどに設置され、貨物の荷役を行う上で欠かせない機械の1つとなっている。（出典：ウィキペディア）